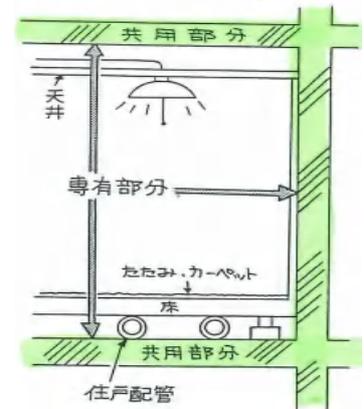


1. アパート・マンション管理

専有部分と共用部分

- ◆専用部分の以外の建物部分を共用部分といいます。
- マンション内の皆様の住まう住戸部分を専有部分といい、その専有部分を除いた全ての建物部分を共用部分といいます。
- 例えば、エントランス、廊下、エレベーター、建物の構造部分の壁、床、天井、柱。
- また、皆様がご使用になるバルコニー、専用庭、駐車場も共用部分にあたり、利用者には専用使用権が設定されることになります。



在宅依頼

- ◆消防設備点検や排水管清掃などの実施日にはご在宅を
- 専有部分の消防設備や排水管などは、どこかの住戸で故障が起これば、建物全体に影響を及ぼす恐れがありますので全戸一括で点検や清掃をします。事前に実施日時のご連絡をいたしますので、実施日にはご在宅いただくようお願いいたします。



- ◆掲示板を見てください
- エントランスに設けられている掲示板がある建物は、皆様へのお知らせが掲載されます。大切な連絡事項などもありますので常にご覧いただくようお願いいたします。

